

【令和 5 年 6 月 16 日の設工認その 9 に係るヒアリングコメント】

【ヒアリングコメント No. 28】

第 15 条第 2 項への適合性の説明で、捕集効率 99%以上の高性能フィルタを設けているとあるが、捕集効率が 99%以上で問題ないという理由を説明すること。

<回答>

金属溶融設備及び焼却・溶融設備に設ける圧力逃し系統の高性能フィルタは、放射性エアロゾル用高性能フィルタで、日本産業規格 JIS Z 4812 に基づくものである。この規格は、放射性エアロゾルを除去する目的で、原子力施設などの排気系、換気空調系統などで使用する高性能フィルタに対するものであり、本フィルタの捕集効率（99%以上）は、原子力施設の排気系統で広く使用されている高性能フィルタと同等の性能を有するものであることから、問題ないものとする。